インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和5年分の申告用
（個人事業者用）

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。（令和5年分（登録日～12月）から令和8年分の申告まで適用可能です。）

START 令和5年末までにインボイス発行事業者の**登録を受けている。**

NO → **2割特例を適用することはできません**
※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES ↓

届出状況
「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより、**令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。**

YES →

基準となる売上の状況
次の金額がいずれも**1,000 万円以下**
- 基準期間（令和3年分）の課税売上高
- 特定期間（令和4年1月から6月）の課税売上高※

※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます

YES →

そのほかの要件
- 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により **課税期間を短縮していない。**
- そのほか、相続、高額な資産を仕入れた場合など **2割特例を適用できない場合※に該当しない。**

※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

YES ↓

2割特例を適用可能
事前に届出等の必要なく、申告書に「○」をつけるだけ。
仕入に係る消費税額について実額計算不要。

NO（届出状況／基準となる売上の状況／そのほかの要件）↓

2割特例を適用することはできません
- 一般課税による申告（インボイスの保存が必要）。
- 簡易課税による申告（簡易課税制度選択届出書の提出が必要※。仕入れに係る消費税額について実額計算不要）。

※免税事業者の方が令和5年中にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税による申告が可能となります。

消費税の申告と納付の期限

個人事業者の場合、課税期間は1月～12月であり、申告書提出と納税は翌年の3月31日までに行わなければなりません。法人の場合、課税期間は様々ですが、いずれも課税期間終了後2カ月以内に申告書提出と納税を行わなければなりません。納付方法は、窓口納付、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による納付などがありますのでご確認ください。

詳しくは
こちら→

青色申告・確定申告相談コーナー

当会議所は、地域の個人青色申告者のために、事業所得（所得税）について下記の日程で相談コーナーを開設いたします。
今後、白色申告から青色申告をお考えの方もこの機会にご相談ください。

月　日	時　間	会　場	内　容
2月5日（月）	9:30～12:00 13:00～16:30	当会議所篠ノ井支所	青色事前相談コーナー
2月9日（金）		当会議所松代支所	
3月4日（月）・5日（火）		当会議所本所・篠ノ井支所・松代支所	確定申告作成相談コーナー

お問合せ　**当会議所 中小企業支援センター** TEL 026-227-2428